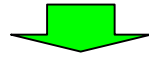
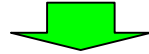


EU加盟国向けカンキツ生果実の輸出フローチャート

生産園地及び選果こん包施設の登録申請（毎年2月末日まで）

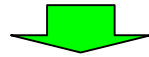


植物防疫所[※]による生産園地及び選果こん包施設の現地調査（3月上中旬）



* 登録通知書の交付

栽培地検査申請（3月末日まで）



植物防疫所による栽培地検査の実施

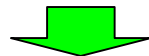
【カンキツかいよう病に関する検査】

- ・ 落花直後及び収穫前の検査

【ミカンバエに関する検査】

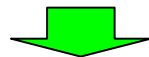
- ・ ガロントラップを利用したトラップ調査（5/1～10/31）
- ・ 生果実調査（収穫前3ヵ月間に毎月1回）

ただし、ミカンバエ未発生都道府県のうんしゅうみかん生産園地の場合は、生果実調査（収穫前）のみ

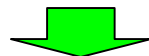


* 栽培地検査合格証明書の交付

輸出植物検査申請



植物防疫所による輸出検査



* 栽培地検査合格証明書の交

輸 出

[※]生産園地を管轄する植物防疫（事務）所（支所及び出張所を含む。）

1. 生産園地及び選果こん包施設の登録

生産園地及び選果こん包施設の登録条件は以下のとおり。

(1) 生産園地

カンキツかいよう病及びミカンバエの発生が認められないこと

(2) 選果こん包施設

① 選果こん包施設は、その生産園地と同一の都道府県に所在していること

② **選果こん包施設は、登録生産園地内に位置していること**(ただし、ミカンバエ未発生都道府県については、この限りではない)

③ **選果こん包施設は、カンキツかいよう病に対する果実の表面殺菌を行う設備を具備していること**

2. 栽培地検査

栽培地検査は以下の項目について実施する。

(1) カンキツかいよう病に関する検査

落花直後及び収穫前

(2) ミカンバエに関する検査

① ガロントラップを利用した**トラップ調査(5/1～10/31)**

② **生果実調査(収穫前3ヶ月間に毎月1回)**

ただし、ミカンバエ未発生都道府県のうんしゅうみかん生産園地の場合は、生果実調査(収穫前)のみ

3. 輸出検査

輸出検査は以下の項目について確認する。

(1) EUの検疫対象病害虫の付着がないこと(特に、カンキツかいよう病とミカンバエ)

(2) 果実に果柄及び葉が付着していないこと

(3) **次亜塩素酸ナトリウム溶液で果実の表面殺菌が行われていること**

(4) **こん包は開口部のない未使用のもの**であること。**通気孔がある場合には、ミカンバエの汚染防止措置がとられていること**

(5) こん包に**原産地(国及び生産都道府県)の表示**が行われていること